

牛久市教育委員会 1月定例会会議録

1. 日 時 令和5年1月26日(木) 午後1時30分
2. 場 所 牛久市役所分庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 吉田 茂男
次長兼学校教育課長 川真田 英行
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育企画課 課長 吉田 充生
指導課 課長 河村 博行
文化芸術課 課長 糸賀 珠絵
生涯学習課兼中央図書館
課長兼館長 斎藤 正治
学校教育課 課長補佐 森田 明
学校教育課 課長補佐 野口 治
指導課 課長補佐 山口 明
指導課 課長補佐 飯田 千枝美
生涯学習課 課長補佐 池田 健一
スポーツ推進課 課長補佐 保坂 正博
教育企画課 課長補佐 山口 功
教育企画課 副参事 近藤 絹
5. 欠席者 文化芸術課 課長補佐 山越 義弘
文化芸術課 課長補佐 木本 拳周
6. 会議録署名人 八木橋 晴美
7. 議事事項 議案第1号 牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
議案第2号 牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
報告第1号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
報告第2号 牛久市教育支援委員会答申について
8. その他

教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
--------	--------------------------

教育長	<p>年度当初、お休みしてしまって本当にすみませんでした。</p> <p>吉原教育委員から素晴らしい成人式の子供たちの話を聞いて、本当に今やっている事業の成果が5年後、6年後に出てきているというのが嬉しいことでありまして、10年間やってきたものが子供たちにしみついて、その子供たちが今、大人になっていますので、牛久のまちづくりに何らかの形で貢献できれば素晴らしいなと思っています。</p> <p>今後とも委員の皆様、よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 八木橋晴美委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは初めに、議案第1号「牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長兼 中央図書館長	<p>それでは、議案資料第1号につきまして、こちらにつきましては牛久市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてお伝えするものでございます。</p> <p>資料の3枚目、新旧対照表A4横の表をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちらの表、左右あるんですが、右側の表の下から2段目をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>従来、図書の貸出業務あるいは返却業務について、リフレビル1階に常駐する管理人に委託し実施していたところですが、2月1日より同ビル2階にひたち野リフレプラザ市民窓口が開設されることに伴い、同窓口で図書業務を取扱うようになることから、表の下線部のとおり、担当部及び担当課リフレ市民窓口課の職員を補助執行させる職員欄に追加するものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議案第1号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第2号「牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。</p>

教育企画課長	<p>牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。</p> <p>市町村や教育委員会などの行政機関が行う行政処分について、住民がその処分内容に不服がある場合には、審査請求という方法でその処分が本当に適切だったのかどうかを確認する手続が行政不服審査法で定められています。</p> <p>この行政不服審査法は、行政が行った処分に対して、なるべく客観的な方法でその処分が適正だったかどうかを確認できるように平成27年に大きな改正がなされているものです。</p> <p>教育委員会に対する審査請求については、最終的に裁決という名前で結論を出すことになるんですけども、現行規定では、その裁決は教育長に委任することになっています。しかしながら、行政不服審査法の趣旨に照らすと、最終的な結論である裁決というものは、多くの処分の権限を持っている教育長に委任せずに教育委員会において審議することがより合理的・客観的と考えられるため、裁決を教育委員会で決定するように改正しようとするものです。</p> <p>資料の新旧対照表をご覧くださいますと、委任できない事務について（1）～（17）まで現在あるんですけども、その中に（12）12号として、教育委員会に対する審査請求を裁決することということを入れることによって、この裁決については教育委員会に諮ることになりますので、そういう改正をしようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>分かりますか、話。</p>
吉原委員	<p>具体的にはどういうことを想定しているのかなと。ちょっと責任だけが重くなる。</p>
教育企画課長	<p>そうなんですけれども、いわゆる情報公開で、教育委員会が持っている情報を見せてくださいという請求が上がったとします。その請求に対して教育委員会としては、事務方としては、全部は見せられないので一部を黒塗りにして公開したりするような手続になります。または一切見せないという判断もあり得ます。その権限は教育長のほうというので、教育長の決定によってどのぐらい見せるかというのは決まるわけです。その決定について全部開示じゃなければ、請求した人は何でここが伏せられるんだという不満を持つ場合があります。その一部見せないことに対しての不服に対して、行政不服審査法に基づく審査請求というのは上げる場合があります。その審査請求、一部消したことについて、現在のシステムでいうと、その見せなかったことに対しての最終結論は、教育長は見せないというふうに決めてその処分を行ったわけですけども、審査請</p>

	<p>求に対する答えも教育長が最終的に判断するシステムになっています。現時点では、これは別に違法ではありません。法律もそういうふうになっています。ただ、そういう場合に、見せないと決めた教育長が審査請求も最終決定者であるのは若干客観的な部分で疑問が残る、異論が残るところではあると思います。ですので、そうではなくて教育委員会に諮って5人の合議によって最終的に本当に公開した情報が伏せるべき情報が正しかったかどうかを最終的には合議で決めようというふうにしたいというふうを考えております。</p>
教育長	<p>市長と教育長というふうに市民は誤解しているんですよ。市長部局は市長がトップで、教育は教育長がトップだって。これは大きな間違いなんですよ。市長部局は市長なんだけれども、教育委員部局は教育委員会という5人の合議体がトップの組織なんです。私じゃないんです。だから大事なことは全部5人で決めるんです。軽微なものは教育長に一応委ねるんです。でも大事なことは教育長ではなくて、5人で合議することが前提なんです。なので、これは教育長が1人で判断するようなものより、もっと重いから5人で合議して決めるようにしましょうと、今、規則を変えましょうという話なんです。つまり、大事な情報公開を私が見せる見せないというのではなくて、5人でこれは見せたほうがいい、見せないほうがいいと協議してもらって、合議体の教育委員会というトップの機関が決定したというように、市長部局は市長でいいんですが、うちは5人の決定が一番重いんです。だから、そういう関係になっているので、ここにちゃんと載せて決定しましょうよという、今、私がこの話なんです。なので、私1人よりも5人が偉いものですから、よろしくお願いします。</p> <p>そういうことでいいでしょうか。吉田課長。</p>
教育企画課長	<p>はい。</p> <p>議案第2号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、報告第1号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第1号牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。</p> <p>こちらは、児童クラブについての規則になります。</p> <p>資料のほうをご覧くださいと書いてありますけれども、改正の部分もあるんですが、この第4条第2項中うんぬんというのは、これは申請の児童が入級審</p>

査になった場合に、現行では20以内というふうに書いてあるんですけども、年度途中の入級については20日以内には十分間に合うんですが、来年度の入級について今現在やっているんですけども、20日ではちょっと現実的にはなかなかできないので、速やかにというような表現に変えたいというふうに考えております。

その他の様式の改正については、実務の状況によって運用を変えていきたいということでの改正がされております。

今回、この内容を改正したいという主なテーマについてなんですけれども、実はこの入級許可等をいろいろ申請して許可するという表現については、もともと市長部局の規則であったものが、現在は児童クラブということで、学校と非常に関係があるということで、教育委員会に委任されています。この委任されている事項について、これまでは許可の通知なども市長名で出していたんですが、本来委任されているということであれば、権限も全て教育委員会に移っていることですので、本来教育委員会の名前で出すものだというので、市長の名前ではなくて教育委員会の名前でしようとするものです。ただ、あくまでも委任されていることによって教育委員会の名前を出すものですから、規則自体は市長が何々をするという規定は変わらないんです。規則自体は文言、主語を変える必要がないので、市長は児童クラブの入級を認めるという文言が委任規則によって教育委員会と市長との同意によって教育委員会に委任されているので、その委任されているという規則もあるものですから、その市長の主語を変える必要はないということなんです。実際に権限を持っているのは教育委員会ですので、その牛久市長という名前を空欄にしたい。それで、運用としては教育委員会の教育長に委任されておりますので、入級許可は。教育委員会から教育長。市長から教育委員会に委任されていて、教育委員会から教育長に委任されている事務ですので、教育長の名前で許可の通知を出すんですけども、そのために様式が牛久市長という名前だったものを空欄にするというのが今回の改正の主な部分です。それは牛久市で決めた規則どおりの委任状に正しくするというので、今回そういうようにの改正をさせていただいて。でないと、先ほど言った審査請求の際に非常に不都合が生じます。権限が教育委員会の権限でやってるのに、許可通知が市長の名前では手続的に瑕疵があるというふうにみなされてはいけないので、今回改正しております。

改正の趣旨は以上です。

吉原委員

ちょっと質問いいですか。

これは、今まで牛久市長様となっていた様式が、様だけになりますよね。そうすると、申請する人が名前を書かなければ駄目ですよね。

教育企画課長

いえ、それはあくまでも規則上空欄にするだけであって、我々としては教育

<p>教育企画課長</p>	<p>長様となっているものを差し上げます。</p> <p>そうして皆さんには配ります。</p> <p>この様式というのは、あくまでもひな形であって、この様式というのは加筆はできるけれども削除はできないというルールがあるんです。これは、本当に非常に、何ていうんですか、全国そうなんですけれども、非常に細かなルールで申し訳ないんですけれどもそういうことがあるので、今回は空欄にして、実務としては教育長というふうに印刷されたペーパーを皆さんにお渡しします。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>これ、出す人がいちいち書くのかと思って。</p> <p>そうすると、例えば学校に出すのか教育委員会に出すのか市長に出すのか、その辺が分かりづらいなと思ったので。では実際に書類としては、牛久市教育委員会様とか教育長様で出すんですね。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま、児童クラブも大変苦戦しておりまして、児童クラブの指導員という専門の指導を受けた方々ではない中に、苦戦している子供たちがたくさん今入ってきてしまっている状況があるんです。その中でトラブルを起こしてしまっているという現状がある中で、でもこれは受け入れざるを得ないというところで、非常に現場の児童クラブの指導員たちが苦戦している現状があるんですよ。学校だとクラスがあったり特別支援学級があたりするんですが、児童クラブは何もないまま一緒に入ってこられますので、人手が多くないと個別の指導はなかなか難しい状況があって、本当に十分な教育が果たしきれないという苦戦状況があるのは事実なので、そういう中で今入級を受付けるという、今ここを教育長に変えようというような話で進めているような状況があります。</p> <p>今後の課題でもあります。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>昔から児童クラブは、そういった指導員の人たちが苦勞しているんですけども、やっぱり意識としてこの親が面倒を見きれないものを見ていただいているんだという、その気持ちが保護者側にどんどん薄れていくんです。何か権利としてみんなが当たり前だろうみたいなのがあって、すごくいい指導員さんたちがいるんだけど、保護者のトラブルが嫌で辞められてしまったり、あるいは常に保護者からの苦情とか文句を気にしながら、子供の顔色と保護者の顔色を見ながらやっているんで、本当に気の毒だなと思うんです。そういう意識改革というのは、どういうふうにしてやっていったらいいのか。学校なんかも先生たちは同じだと思うんです。子供とか保護者の顔色を見て、訴えてやるぞと言われると、教育委員会に言うぞと言われると何かびくびくしている。何かちょっと違うんじゃないかなと思って、非常にこの国は悲しい国になっちゃっ</p>

	<p>たなと思っているんですけれども。児童クラブの指導員さんは、誇りを持っていらっしゃる方がいるんですよ。だから、どうも保護者の苦情というのを、今はどうか分からないですけれども、昔は議員さんを通して校長に言ってきたりしていたんです。非常に私は腹が立ったんですけれども、何かちょっと間違っているんじゃないのと、本来はうちへ帰っておうちで責任持って保護者が見るべきものである。ただ、世の中が変わってきて共働きが多くなったから、その子供たちの教育のために児童クラブをつくって、しかも牛久市は全学年ですよ。よその市町村では低学年だけとか切っちゃっているのを、牛久は全学年広げて見ているので、やっぱりそういう感謝の気持ちを持ってないのかなと思ってちょっと情けなくなるんですよ。きっと学び合いをやってこなかった保護者の世代なんだろうと思うんですけれどもね。ちょっと残念です。本当に気の毒だと思いますよ。</p>
教育長	<p>今も学校でコミュニティースクールもやっているんですが、学校がサービス機関になっちゃっているんですね。本来は地域の保護者も先生もみんな責任ということでつながっているのであって、子供を育てる責任をみんなで分かち合おうというのが本来の姿かなと思うので、そういうことも校長先生にはうまくコミュニティースクールで話してくれという話をしていて、みんなで責任を持つとうということを進めねばと思っているんですが。そういう現状もありますが、以上、事務局の説明は以上です。</p> <p>次に、報告第2号「牛久市教育支援委員会答申について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>報告第2号について質疑を受けるが質疑なし。</p>

教育長	以上で委員会の非公開を解除します。
教育長	以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて1月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、令和5年2月16日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分の開会となります。